

手続き規則

公益通報者保護指令 2019/1937 (WBRL) の要件に従い、当社は、Muhr und Bender KG およびその直接・間接子会社(以下「Mubea グループ」)の経済活動から生じた適用法および社内規則の違反について報告する仕組みを、以下の URL からアクセスできるウェブベースの報告システムを通じて提供する。

<https://mubea.integrityline.com/frontpage>

報告書の提出手順およびウェブベースの報告システムの一部としての処理方法について、以下に説明する。ここで説明する手続き規則は、チェコ共和国を除く Mubea グループのすべての事業体に適用される。なお、チェコ共和国を拠点とする子会社には、異なる規則が適用される (<https://www.mubea.com/en/grievance-system-czech> を参照)。

報告書の提出はいつでも無料で可能である。ウェブベースの質問票による報告書の提出のほか、音声メッセージによる報告書の提出も可能である。この場合には、サウンド・クリップ・アプリケーションを用いてメッセージを録音する。匿名性を確保するため、作成される音声ファイルは声色を歪めて記録される。提出されるすべての情報は、提出プロセスにおいて通報者の希望によりそのように選択された場合には、匿名で提出することができる。

受理した報告を適切に処理するため、ウェブベースの苦情処理システム内に安全に保護されたメールボックスを作成して使用するよう当社は求めている。必要であれば、通報処理を担当する Mubea グループが任命したコンプライアンス責任者との間で、この保護されたメールボックスを通じて当該の問題について話し合うことができる。このため、報告書の提出後には保護されたメールボックスのケース ID が発行され、自分で設定したパスワードでログインすることができる。報告書を効果的に処理するためには通報者の協力が不可欠であるため、通報者には定期的にメールボックスの内容を確認いただくことを希望する。

各コンプライアンス責任者には守秘義務がある。

報告書の処理方法に関する詳細は以下のとおりである。

報告書受領後の流れ

通報者が報告書を提出すると、直ちに受領通知が届く。この通知の到着が、報告書提出後 7 日より遅れることはない。

報告書の処理担当者

報告書は、Mubea グループが通報担当に任命したコンプライアンス責任者によって評価・処理される。

その後の手続き

報告書の受領後、まずコンプライアンス責任者が報告書の妥当性をチェックする。コンプライアンス責任者は、特に、報告された事案が、適用法および社内規則の違反と考えられるかどうかをチェックする。

これに該当しない場合は、状況に応じた通知を受け取る。ただし、暴力的な報告の場合には調査は行わない。

報告された事案が適用法および社内規則の違反とみなされ、当該事案に関して未解決の疑問点がある場合、コンプライアンス責任者は、保護されたメールボックスを通じて、事実関係を確認すべく通報者に連絡を取る。したがって、保護されたメールボックスのケース ID と個人パスワードを覚えておくことが特に重要である。

遅くとも事実が明らかになった時点で、コンプライアンス責任者は事業者に対して違反行為を是正するための提案を行う。事業者は、報告された事案を解決するため、または違反を防止するために講じるべき措置を決定する。

コンプライアンス責任者は、報告書の提出後 3 ヶ月以内(法律で要請されている場合は 30 日以内)に評価結果を通報者に通知する。事実上または法律上複雑なケースの場合、適用される法律の規定に従ってこの期間が延長されることがある。その場合、通報者に延長の旨とその理由が通知される。

守秘義務とデータ保護

報告書を通じて当社に提供されたすべての情報、文書、およびファイルは、関連するデータ保護法およびその他の法律の規定に従って、機密情報として取り扱われる。書面による明示的な同意がない限り、通報者の身元はコンプライアンス責任者を除くいかなる人物にも開示されることはない。これは、通報者の身元が直接的または間接的に推測されうる他のすべての情報にも適用される。

口頭による報告の場合、会話は恒久的に検索可能な方法で録音されるか、または通報者の同意を得た上で記録される。同意が得られない場合、少なくとも録音音声の文言が記録される。直接面談しての口頭報告についても同様である。

調査

報告に基づく調査は、客観的かつ公平に行われる。被疑者には無罪推定の原則が適用される。すべての調査手段は、必要かつ適切でなければならない。調査は、報告書を慎重に検討する前に開始されることはなく、法律または社内規則に違反する具体的な状況の有無に基づいて行われる。

差別からの保護

あらゆる形態での報復、脅迫、報復の企ては禁止されている。すべての通報者は、Mubea グループの各事業体による報復や処罰から保護される。処罰とは、報告に対する直接的な反応(警告や解雇など)を含み、報復とは、報告と因果関係のある結果(差別や昇進の否認など)を含む。

故意または過失により虚偽の報告書を提出した従業員は、労働法上の処罰を受ける可能性があり、該当する場合は損害賠償請求の対象ともなり得る。さらに、国家による訴追に対する保護はない。Mubea グループの同意なしに、通報者が報告内容を第三者に開示したり、通報者の身元を開示したりすることは許されない。このような行為は、報復や処罰に対する保護を失うことにつながる。